

平成28年熊本地震における 義援金受付窓口の期間延長について

平成28年4月14日に熊本県内において地震が発生し、県民の生活を脅かし、また多数の住民に大きな被害が発生しております。このことにより、熊本県全市町村において救助を必要とすることから、災害救助法が適用されました。

そこで岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）では平成31年3月31日（日）まで義援金の募集を行っておりますので皆様のご理解とご協力をお願い致します！※受付期間を更に延長いたしました。

※この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当します。

【受付窓口】

★岩内町共同募金委員会（岩内町社協内）

住所：岩内町字清住167番地

（岩内町老人福祉センター内）

電話：0135-62-3328

※受付は月～金曜日（祝日除く）
の8：45～17：15です。

